

いよいよ試験が近づいてきました。直前になって力不足を感じ、自信をなくしたりしていませんか？たしかに難解な問題も出題されますが、基本的な知識で正解できる問題も必ずあります。市販の問題集や先日お送りした「直前！頻出項目チェックテスト」を活用して、最後の頑張り時です！！

今回は重要な法律の基本的な知識を確認しておきましょう。ここから応用された問題が出題されています。
※今号より、試験まで毎週木曜配信となります。

【問題 16】 _____

社会福祉法第一条は、法の目的を「... (1) の利用者の利益の保護及び (2) における社会福祉の推進を図る...」としている。

生活困窮者自立支援法第二条は、生活困窮者を「(3) に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる (4) のある者」と定義している。

正解は最後に記載しています。

■Plus Column

【備えあれば憂いなし】

数年前、暖かいはずの九州の試験会場が大雪に見舞われたことがありました。どのような天変地異が起ころうとも、災害支援に駆けつけるのがソーシャルワーカーです。多少のハプニングには動揺することなく、冷静に対処していただけるものと思いますが、平常心を保つために出来る限りの準備をすることも大切です。

試験会場までの交通経路を確認しましょう。駐車場はなく、近隣住民への配慮からタクシーの利用や、車での送迎も固く禁じられています。公共交通機関の経路は、いろいろな事態に備えて複数、確認しておく必要があります。できれば、会場の下見をしておくことと安心です。その際、会場内のトイレや付近のコンビニの場所等もチェックしておきましょう。

試験は時間との闘いです。日頃、腕時計を使わない人も、携帯電話は机に出すことができないため、必ず用意しておきましょう。会場に大時計がない場合もあり、あったとしても座席によっては、見えない場合もあります。

「ひざかけ等の防寒対策」は試験センターの「受験の手引き」にも書かれています。会場によっては椅子が硬い場合もあり、座布団が役に立ったという人もいます。上履きが必要な会場もあります。早めに準備しておきましょう。

諸々、準備万端おこたりにく、平常心で残りの日々を過ごしましょう。

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【問題 16 の正解】

重要な法律の「目的」や用語の定義については「社会福祉小六法」等を紐解いて確認しておきましょう。

- 1 福祉サービス
- 2 地域
- 3 現
- 4 おそれ

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19KDX 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus

発信者： 公益財団法人 日本知的障害者福祉協会